



# 高齢者

## 高齢者福祉

問 高齢者福祉課 ☎557-7623

### ふれあい訪問

ひとり暮らしの高齢者に対して、週3回自宅へ町と契約した業者が乳酸菌飲料を届け、直接お話し安否の確認を行います。

▶対象 70歳以上のひとり暮らしの方

▶サービス内容

町と契約した業者が自宅へ週3回乳酸菌飲料を届けます。

▶費用 1本10円

※生活保護、町民税非課税の方は無料

### 高齢者配食サービス

栄養のバランスのとれた昼食を提供し、健康の保持・増進を図り、あわせて安否の確認を行います。

▶対象 高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯の方、食事の調理等が困難と認められる65歳以上の方

▶サービス内容 週2回(昼食)

▶費用 1回400円

### 福祉電話

ひとり暮らしの高齢者等に福祉電話を設置することにより、安否の確認および孤独感の解消、各種サービスの提供機関との連絡がスムーズにとれるようにします。

▶対象 現在電話がない高齢者のみの世帯の方で、近隣に親族が居住していない65歳以上の方で、生計中心者の前年分の所得税年額が42,000円以下の方

▶サービス内容 電話機器の設置

▶費用 基本料…無料

通話料…1か月60通話相当(600円)まで無料

### 下水道使用料助成

高齢者のみの世帯へ下水道使用料の基本料金相当額を助成します。

▶対象 高齢者のみの世帯の方で、町民税が非課税の75歳以上の方

▶サービス内容 下水道使用料の基本料金相当額を助成

※使用料は自己負担です。

広告

## 遺品整理・不用品回収

Next Lifeにお任せください

遺品整理士認定 第 IS11169 号 古物商許可(東京都公安委員会) 第 308821806290 号

不用品回収

遺品整理

オフィスや店舗のお片付け

スタッフに自信あり! 多岐に渡る業務内容!

特殊清掃



Next Life

お気軽にお問い合わせください

0120-963-705

受付時間: 9:00 ~ 18:00

090-8441-8022 (担当: 横山)



広告

フラワープラムならトータルでサポート。介護についての『どうしよう?』にお応え致します。



- 特別養護老人ホーム
- ショートステイ
- 居宅介護支援事業所
- 自立支援型デイサービス
- 認知症対応型デイサービス
- パワーリハビリ・デイサービス

社会福祉法人 梅の樹会

フラワープラム



お電話受付時間 9:00~18:00・年中無休  
<http://www.flowerplum.jp>

瑞穂町長岡長谷部83-1  
(岩蔵街道を青梅方面に向かい右側)

☎042-556-5755

## みまもりあいアプリ

みまもりあいアプリは、認知症の方の行方が分からなくなった際に家族など(依頼者)が検索依頼を出すことができます。アプリ登録者(協力者)は配信された情報を見て、可能な範囲で検索に協力できます。

ホームページ: <https://mimamoriai.net/>

アプリダウンロード

【App Store】



【Google Play】



### ■協力者(みまもる人)を募集中

多くの協力者(みまもる人)の登録が効果的ですので、無償提供のみまもりあいアプリにご登録ください。

## 高齢者等見守りシール事業

認知症の方などの衣服や持ち物にシールを貼り付けることにより、行方が分からなくなった際、発見者がシールに書かれたフリーダイヤルに電話することで、発見者と家族などが個人情報を出さずに直接やり取りをすることができます。

▶費用 月額150円(住民税非課税世帯、生活保護の方は免除)

## 高齢者紙おむつ給付

寝たきり及び常におむつを着用する必要のある高齢者に、定期的に紙おむつを給付し、衛生の確保および介護者の負担を軽減します。

▶対象 6か月以上寝たきりもしくはこれに準ずる状態にある、または失禁状態にあり常時おむつの着用が必要である在宅の65歳以上の方

### ▶サービス内容

紙おむつ・尿とりパット…1か月5,000円まで  
※申請の際に聞きとり調査をさせていただきます。

## 高齢者寝具乾燥等

寝具の乾燥、丸洗いをを行い、高齢者の衛生と健康を保持します。

▶対象 高齢者のみの世帯で、病弱のため寝具の自然乾燥などの作業が困難な状況にある65歳以上の方

▶サービス内容 布団乾燥…月1回、丸洗い…年1回

▶費用 費用の1割負担  
※生活保護、町民税非課税の方は無料

## 特殊眼鏡・コンタクトレンズ購入費助成

老人性白内障の方に特殊眼鏡およびコンタクトレンズの購入費を助成します。

▶対象 老人性白内障のため水晶体摘出手術を行ない、身体上の理由により眼内レンズ挿入術を受けられない65歳以上の方

▶サービス内容 特殊眼鏡一式…限度額4万円  
コンタクトレンズ1個…限度額2万5,000円

▶費用 限度額を超える額は自己負担となります。

## 高齢者自立支援日常生活用具給付

自立生活への支援を必要とする高齢者に日常生活用具を給付します。

▶対象 要介護および要支援認定において「非該当」と判定された65歳以上の方

▶サービス内容 入浴補助用具、腰掛便座、歩行支援用具、スロープ、歩行補助車

▶費用 購入費の1割～3割負担 ※生活保護の方は無料  
ただし限度額を超えた分は全額自己負担

## 高齢者自立支援住宅改修給付

自立生活への支援を必要とする高齢者が、介護予防や重症化の防止、居住環境の改善のために自宅の居室を改修する場合に、その費用の一部を助成します。

▶対象 要介護および要支援認定において「非該当」と判定され、介護予防や重症化の防止、居住環境の改善のため自宅の改良が必要な方(住宅設備改修は、要介護・要支援の方を含む)

### ▶サービス内容

- ・住宅改修予防給付(手すりの取付け、床の段差解消等)
- ・住宅設備改修給付(浴槽・流し・洗面台の取替えおよび付帯する設備等の工事)

▶費用 費用の1割～3割負担 ※生活保護の方は無料  
ただし限度額を超えた分は全額自己負担

広告

### 医療法人財団 竹栄会



介護老人保健施設  
**けんちの苑**  
みずほ  
KENCHI NO SONO

介護老人保健施設

**けんちの苑みずほ**

TEL:042-568-0200

指定居宅介護支援事業所

**けんちの苑みずほ**

(指定1372400372)

TEL:042-568-0222

東京都西多摩郡瑞穂町長岡長谷部31-1



## 家具転倒防止器具給付等

高齢者のみの世帯の家具に対して、1世帯につき3つまで転倒防止器具を取り付けます。

- ▶ **対象** ひとり暮らしおよび70歳以上の方のみの世帯  
※ただし、町の同事業を一度受けている場合は対象となりません。
- ▶ **サービス内容** 家具転倒防止器具の設置
- ▶ **費用** 無料

## 家族介護者支援 介護タクシーサービス

町内にお住まいの寝たきりの方(要介護4および要介護5)を介護している家族などに対し、寝たきりの方が病院へ通院する際の介護タクシーなどの一部を補助します。

このサービスは、介護保険の介護タクシーではありません。あらかじめご利用の際は、登録が必要となります。

- ▶ **対象** 65歳以上の要介護4および要介護5の寝たきりの方を在宅で介護している方
- ▶ **サービス内容**  
登録の際にお渡しする利用券をもって、介護タクシー代を月に上限3,000円まで補助します。  
なお、利用券の使用にあたって、つり銭はお返しできません。また、不足額については、別途お支払いが必要ですのでご注意ください。

## 敬老金

長寿を祝い、節目の年に敬老金をお贈りします。

## 高齢者福祉センター「寿楽」 問 ☎556-1120

60歳以上の方が、機能回復訓練・健康増進・レクリエーション活動のため利用できます。  
※令和5年12月1日から令和7年3月末(予定)まで、大規模改修のため休館します。

## 地域包括支援センター

問 東部高齢者支援センター ☎557-3852  
西部高齢者支援センター ☎557-0609

高齢者が安心して暮らせるよう、専門のスタッフが困りごとや心配ごと、福祉、介護、虐待防止などに関するさまざまな相談を受け付けます。また、介護に関する手続きのお手伝いをします。

## シルバー人材センター 問 ☎557-4566

働くことを通して地域社会に貢献するとともに健康や生きがいを得ることを目的とした組織です。会員として登録した高齢者(おおむね60歳以上)に仕事を提供しています。

## 寄り合いハウスいこい 問 ☎556-0151

いつでも、お茶を飲みながらくつろげる。高齢者はもちろん子どもから大人まで利用できる地域コミュニティの核となる多世代交流施設です。

平日月曜日から金曜日まで、午前10時から午後4時まで、ボランティアの会が常駐しています。

## 瑞穂町社会福祉協議会 問 ☎557-0159

社会福祉協議会は、ともに生きる豊かな地域社会を目指してまちづくりを推進する、社会福祉法に定められた営利を目的としない民間組織です。各種相談窓口やボランティア活動支援・在宅福祉サービス(有償家事援助・在宅移送等サービスなど)・権利擁護センター・東部高齢者支援センターなどの事業を行っています。

相談窓口では、福祉サービスや生活費・教育費の貸付に関することなど、どんな相談も伺います(専門家による相談日あり)。

広告

ともに生きる豊かな  
地域社会を目指して  
～気づきあい、助けあい、安心が生まれるまち みずほ～

 社会福祉法人  
瑞穂町社会福祉協議会  
瑞穂町石畑 2008  
☎042-557-0159  
<https://mizuho-shakyo.com>



広告

特別養護老人ホーム みずほ園  
瑞穂町箱根ヶ崎922-1 ☎042-556-1411

高齢者在宅サービスセンター みずほ  
瑞穂町箱根ヶ崎922-1 ☎042-556-0066

ゆとりと安心を笑顔で



社会福祉法人 常盤会  
<https://www.tokiwakai.tokyo>

## 介護保険

問 高齢者福祉課 ☎557-0594

### 介護保険制度

介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、高齢者の介護を社会全体で支えるのが、介護保険制度です。町が運営し、40歳以上の方が保険料を出し合い、介護が必要になったときに、認定を受けて、介護サービスを利用できます。

#### ■介護保険に加入する方

- 第1号被保険者…65歳以上のすべての方
- 第2号被保険者…40歳以上64歳以下の医療保険に加入している方

#### ■介護保険被保険者証

- 第1号被保険者の方…1人に1枚ずつ交付
- 第2号被保険者の方…特定疾病による要介護(要支援)認定を受けた方などに交付

### 介護保険料

#### ■第1号被保険者(65歳以上の方)の場合

老齢(退職)年金等の額が、年額18万円以上の方は、年金から天引きとなります(特別徴収)。

それ以外の方は、町から納付書が届きますので、個別に納めていただきます(普通徴収)。

▶(年額)令和3～令和5年度

瑞穂町の令和3～令和5年度の保険料の基準額 6万6,600円(年額)

この「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、14段階の保険料に分かれます。

また、保険料の基準額は、3年ごとに見直されます。令和3年度から令和5年度まで、また令和6年度から令和8年度までの保険料は、該当年度にお知らせします。

保険料について詳しくは、町ホームページをご覧ください。高齢者福祉課介護支援係(☎557-0594)にお問い合わせください。

<https://www.town.mizuho.tokyo.jp/kenkofukushi/003/p001193.html>



#### ■第2号被保険者(40歳以上64歳以下の方)の場合

加入している医療保険や所得等により算定方法が異なります。

健康保険に加入の方は、給与から差し引かれ、国民健康保険に加入の方は、医療分と合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

## 受けられるサービス費用のめやすは

### ■在宅サービスの場合

要介護状態区分	利用限度額(月額)	要介護状態区分	利用限度額(月額)
要支援1	5万320円	要介護1	16万7,650円
要支援2	10万5,310円	要介護2	19万7,050円
		要介護3	27万480円
		要介護4	30万9,380円
		要介護5	36万2,170円

### ■施設サービスの場合

施設の種類の	利用者負担額(月額)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	約9万5,000円
介護老人保健施設(老人保健施設)	約8万5,000円
介護療養型医療施設(療養病床等)	約9万3,000円
介護医療院	約9万5,000円

※表の負担額は要介護5(多床室)1割負担の場合です。

※施設の種類の、要介護度等によりサービス費が変わります。

※利用料…サービス費用の1割、2割または3割負担+居住費+食費(町民税世帯課税者で相部屋に入所している方)このほかに日常生活費がかかります。

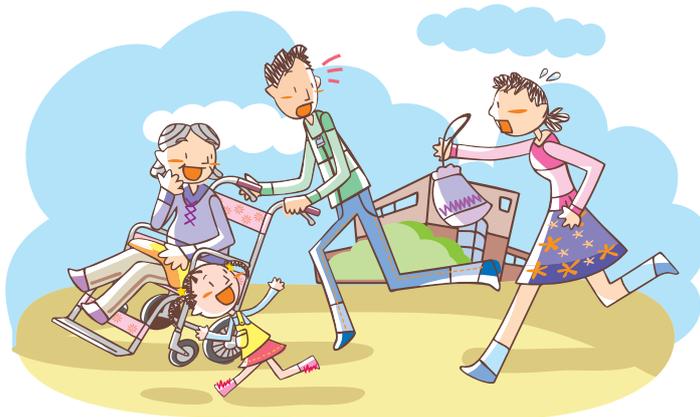
※所得区分により、居住費と食費の軽減制度があります。

### ■利用料(1割、2割または3割)の自己負担が高額になったとき

世帯の在宅サービスや施設サービスにかかる利用者負担の1か月の合計額が下記の金額を超えた場合は、超えた分について高額介護サービス費を支給し、負担を軽くします。

#### ■自己負担の限度額(月額)

区分	世帯の限度額	個人の限度額
生活保護の受給者の方等	1万5,000円	1万5,000円
世帯全員が町民税非課税で	高齢福祉年金受給者の方	1万5,000円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	1万5,000円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方等	2万4,600円
町民税課税世帯で	年収約770万円未満の方	2万4,400円
	年収約770万円以上1,160万円未満の方	4万4,400円
	年収約1,160万円以上の方	9万3,000円



## 高額医療・高額介護合算制度について

同じ医療保険の世帯内で、1年間の医療保険と介護保険との自己負担額の合計が、下の表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が医療保険では「高額介護合算療養費」、介護保険で「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」として支給されます。

自己負担額は、原則として、介護サービスや医療行為を利用した際に支払う金額のことですが、食費や差額ベッド代、居住費（滞在費）などは支給の対象とはなりません。

### 医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）

計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12か月間。

区分	70歳未満の方
※1 基準総所得額 901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市区町村民税非課税世帯	34万円

区分	70歳以上の方※2
課税所得 690万以上	212万円
380万以上690万未満	141万円
145万以上380万未満	67万円
現役並み所得者（課税所得145万円以上の方）	67万円
一般（市区町村民税課税世帯の方）	56万円
低所得者（市区町村民税非課税世帯の方）	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合80万円以下の方）	19万円

※1 基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除43万円。

※2 後期高齢者医療制度の対象者も含まれます。

## 受けられるサービスは

### 介護サービス

#### ▶ 居宅サービス

##### 【訪問サービス】

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

##### 【その他のサービス】

- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具の貸与
- 福祉用具の購入費の支給
- 住宅改修費の支給

##### 【通所サービス】

- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション（デイケア）

##### 【短期入所サービス】

- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

#### ▶ 施設サービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院

#### ▶ 地域密着型サービス

- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護

### 介護予防サービス

#### ▶ 介護予防サービス

##### 【訪問サービス】

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

##### 【その他のサービス】

- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具の貸与
- 介護予防福祉用具の購入費の支給
- 介護予防住宅改修費の支給

##### 【通所サービス】

- 介護予防通所リハビリテーション

##### 【短期入所サービス】

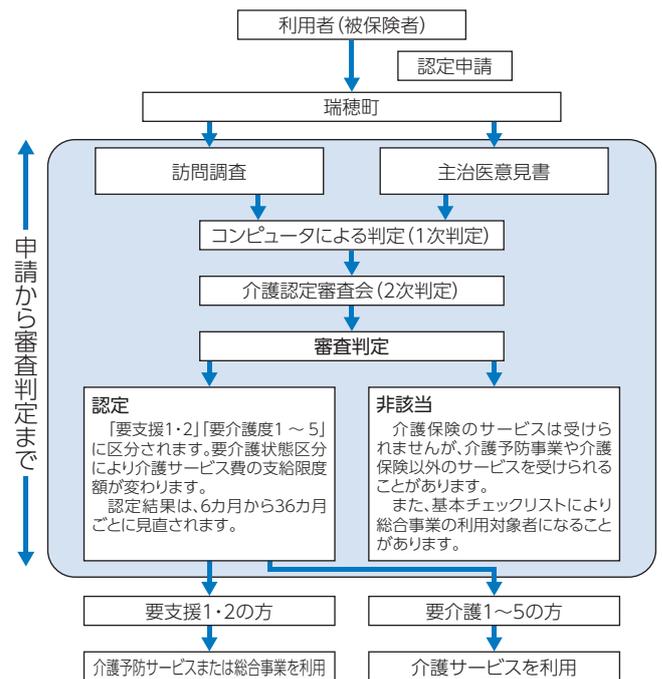
- 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

#### ▶ 地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

## 介護保険サービスを利用するには

介護保険サービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいのサービスが利用できるか決まります。サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになっています。



## 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）とは

この事業では、高齢者の心身の状態に応じて、要支援1および要支援2、また基本チェックリストにより要介護や要支援状態になる恐れがある人に対し、介護予防や生活支援にかかる各種サービス「介護予防・生活支援サービス事業」を提供するほか、全ての高齢者を対象に、運動機能の向上や栄養改善など「一般介護予防事業」を行うものです。